

中信青年経営者会規約

(名 称)

第1条 本会は中信青年経営者会と称します。

(目 的)

第2条 本会は中日信用金庫及び関係諸機関の後援を得て近代的経営体制に伴う企業活動を積極的に推進するとともに、会員相互の親睦を保ち、金庫及び会員の共存共栄を図り、もって地域経済の繁栄に寄与することを目的とします。

(事 業)

第3条 本会は目的達成のため下記の事業を行います。

- (1) 講演会・研修会
- (2) 経営講座・経営研究会
- (3) 社会見学・優良企業視察
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会は中日信用金庫の出資会員（法人会員を含む）であって、満18歳以上55歳以下の経営者（事業継承の予定のある方も含む）、及び中日信用金庫の部店長をもって構成します。

- 2 本会の加入は、本会の役員または中日信用金庫の部店長の推薦のうえ、所定の加入手続きをとっていただきます。
- 3 会員はつぎの一に該当するときは脱会するものとします。
 - (1) 会員より脱会の申し出があったとき
 - (2) 会員の年齢が満55歳に達した日の属する会計年度の9月30日を迎えたとき（但し、その翌年度開催する総会には出席できるものとする）
 - (3) 中日信用金庫の出資会員の資格を失ったとき
 - (4) 会費の納入が定められた日より3ヵ月以内に払い込まれなかったとき
 - (5) その他、会の運営を妨げたり、金庫の名誉をいちじるしく傷つけるような行為があったとき

(会費・入会金)

第5条 本会の入会金は5千円とし入会時に納入していただきます。但し継承会員・交代会員は免除とします。

- 2 本会の定例会費は月額3千円とします。但し必要に応じて臨時会費をいただくことがあります。
- 3 本会の会費は毎年10月・4月にそれぞれ半年分を預金口座振替により前納していただきます。
- 4 会費等の出納管理は事務局で行います。

- 5 会費・入会金は原則として返戻はいたしません。

(役員)

- 第6条 本会には次の役員をおきます。会長1名・副会長3名(内1名は、中日信用金庫役職員)・幹事若干名・監査2名
- 2 役員の任期は2年とし、総会により選出します。但し重任は妨げません。
 - 3 本会には必要に応じて顧問・相談役をおくことができます。
 - 4 会長・副会長は役員の互選により選出します。
 - 5 会長は本会を総括し、副会長は会長を補佐します。
 - 6 役員は本会の運営に関する必要事項を決議します。
 - 7 顧問・相談役は会長の諮問機関として会の運営上の相談に応じていただきます。

(役員会・総会)

- 第7条 会長は毎年1回11月に総会を開催し、本会の運営を協議すると共に、諸報告を行います。
- 2 役員会は、必要に応じ、会長が招集します。

(会計)

- 第8条 本会の運営は会費及び寄付金をもって行います。
- 2 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年の9月30日までと致します。

(事務局)

- 第9条 本会の事務局は中日信用金庫内に置きます。
- 2 本会の規約の改正は役員会に出席する役員の過半数の同意を要します。
 - 3 その他本規約に定めていない事項は役員会において決定致します。

(特則)

- 第10条 2024年10月1日時点における満55歳未満の卒業会員で、再入会を希望される場合は、入会金の再納入は不要とします。
ただし、再入会会員が卒業される際、卒業記念品の贈呈は行いません。

付 則

この規約は昭和51年9月25日から実施致します。
この規約は2024年10月1日から改正実施致します。